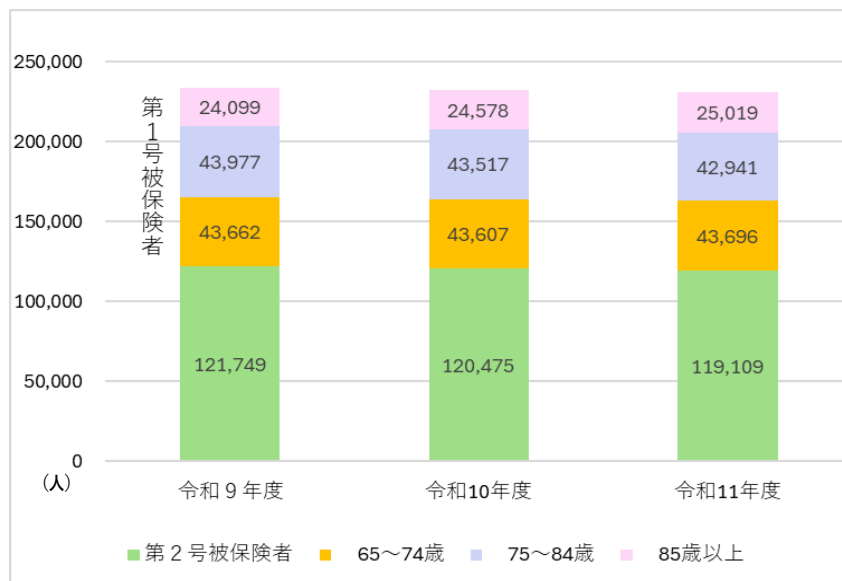


第 10 期(令和 9～11 年度)における第 1 号被保険者介護保険料の算定について

○ 人口・被保険者数の推計

	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
総人口	353,922	350,648	347,311
第 1 号被保険者	111,738	111,702	111,656
65～74歳	43,662	43,607	43,696
75～84歳	43,977	43,517	42,941
85歳以上	24,099	24,578	25,019
第 2 号被保険者	121,749	120,475	119,109



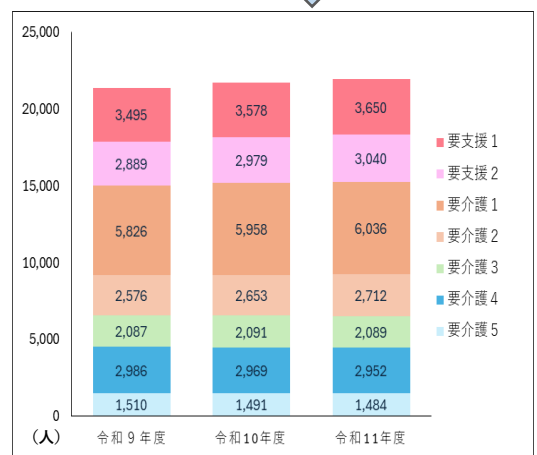
被保険者数は第 9 期（令和 6～8 年度）の実績を基に性別・1 歳ごとの年齢別の変化率により推計しています。

総人口並びに高齢者数は微減傾向にありますが、85 歳以上の高齢者数が増加していくことによって、認定率も高くなっていきます。

○ 要介護認定者数の推計

	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
要介護認定者数	21,369	21,719	21,963
認定率%	19.5	19.8	20.0
要支援 1	3,495	3,578	3,650
要支援 2	2,889	2,979	3,040
要介護 1	5,826	5,958	6,036
要介護 2	2,576	2,653	2,712
要介護 3	2,087	2,091	2,089
要介護 4	2,986	2,969	2,952
要介護 5	1,510	1,491	1,484

単位：人



要介護認定者数は第 9 期（令和 6～8 年度）の実績を基に性別・5 歳ごとの年齢別・要介護度別の認定率により推計しています。

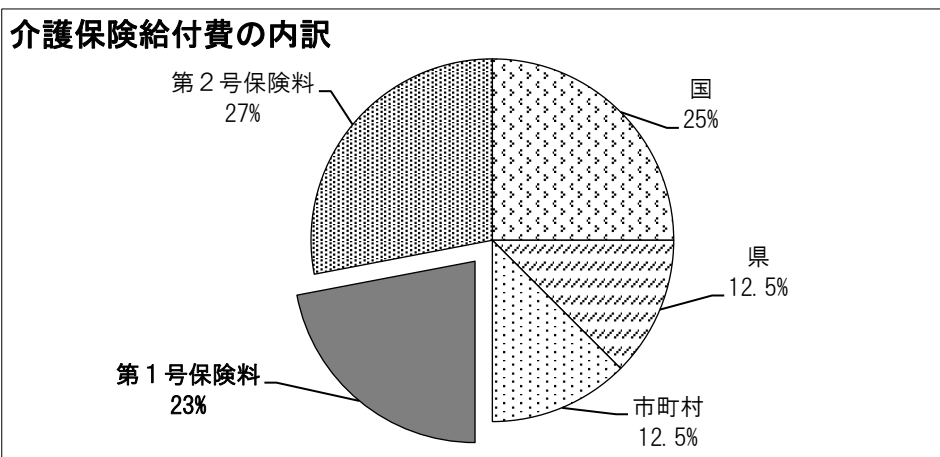
○ 給付費の推計

地域包括ケア「見える化」システムを利用し、第9期（令和6～8年度）の実績と第10期（令和9～11年度）の認定者数の伸び等からサービス見込量、給付費の推計を行います。

在宅サービス費	第9期の実績にサービスごとの利用率の伸び等を勘案して推計
施設・居住系サービス費	第9期の実績に第10期の整備目標による増加分を勘案して推計
特定入所者介護サービス費・高額介護サービス費等	第9期の実績をベースに推計
地域支援事業費	第9期の実績に介護サービス費の伸び等を勘案して推計

○ 保険料の負担割合

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令により、第1号被保険者の負担割合は
給付費の23%



○ 介護保険料基準額算定のプロセス

① 標準給付費見込額＋地域支援事業費見込額（令和 9 ～11 年度）	A 円
② 第 1 号被保険者負担分（令和 9 ～11 年度） $A \times 23\%$	B 円
③ 介護保険料収納必要額（令和 9 ～11 年度） B－調整交付金・機能強化推進交付金等・基金取崩額	C 円
④ 収納率 99％で補正 $C \div 99\%$ (収納率実績：令和 6 年度 99.66％、令和 7 年度 99.72％)	D 円
⑤ 介護保険料(月額) $D \div 3 \text{ 年間の第 1 号被保険者数} \div 12$	E 円

【参考】

[illegible]

第10期（令和9～11年度）介護保険料算定における長野市の方針（案）

（1）介護保険料段階の設定

長野市第9期（令和6～8年度）介護保険料段階

段 階	課税非課税	本人所得	乗率（基準額×）	保険料年額（円）
第1段階	非課税世帯	～82.65万円	0.45→0.28	30,610→19,050
第2段階		～120万円	0.675→0.475	45,920→32,310
第3段階		120万円～	0.69→0.685	46,940→46,600
第4段階	本人非課税 課税者あり	～82.65万円	0.875	59,530
第5段階		82.65万円～	（基準額） 1	68,040
第6段階	本人課税	～120万円	1.15	78,240
第7段階		～210万円	1.275	86,750
第8段階		～320万円	1.5	102,060
第9段階		～420万円	1.7	115,660
第10段階		～520万円	1.9	129,270
第11段階		～620万円	2.1	142,880
第12段階		～1,000万円	2.3	156,490
第13段階		1,000万円以上	2.4	163,290

※第1～第3段階の低所得者には公費による負担軽減が行われている

※第1段階及び第4段階の基準額は老齢基礎年金満額受給者に影響が出ないように改正されている

第9期計画においては、国が低所得者の保険料上昇の抑制を図り、負担能力に応じた保険料設定とする観点から、標準的な所得段階を13段階としたため、本市も11段階から13段階に変更しました。また、保険料率を国の標準乗率に比べて低くすることにより、第1段階から第10段階は増額とならないよう設定しました。

令和8年7月15日に開催された「全国介護保険担当課長会議」において、第10期においても同様の観点から引き続き検討を行うとしているため、今後も、国から示される標準段階設定を踏まえ、所得区分の弾力化及び乗率の設定について検討を行います。

(2) 介護給付費準備基金の取崩

毎年、保険給付に充当されなかった第1号被保険者保険料の余剰額は、介護給付費準備基金の積み立てに充てられます。

令和8年度末基金残高見込み : 約48億円

第10期保険料は、給付費の増加や物価・賃金の上昇が見込まれるため、安定した財政運営を確保し、積み上げられた基金を取り崩すことにより、保険料の上昇抑制を検討します。

(3) 今後のスケジュール

- 令和8年度給付実績の積み上げ
- 基準所得額の算出（国からの提示）
- サービス利用者負担割合の改定（国からの提示 12月）
- 介護報酬の改定（国からの提示 12月下旬）



- サービス見込量、給付費の推計値の確定